

あぱぱ NEWS

Arbeit Part Paper

発行日 2014年4月1日

VOL.140

●発行/株式会社アビリティ・キュー 福岡市中央区警固2-13-21 パインヒル警固3階 ●TEL/092-721-1911
 ●発行部数/1,150部 ●発行責任者/貞池龍彦 ●編集責任者/栃原崇志

CONTENTS

●4月に通巻800号を迎えます

●求人原稿の成功事例

- SNSを使った求人が増えています① ～システム管理部より～
- 給与の項目には入社時の賃金を表記しよう!(後編) ～CSR室より～
- 企業経営に幅広く活かします ～社長.tv事業部より～
- 助成金を活用して、アルバイト・パートさんの研修を! ～キャリア・コンサルティング事業部より～



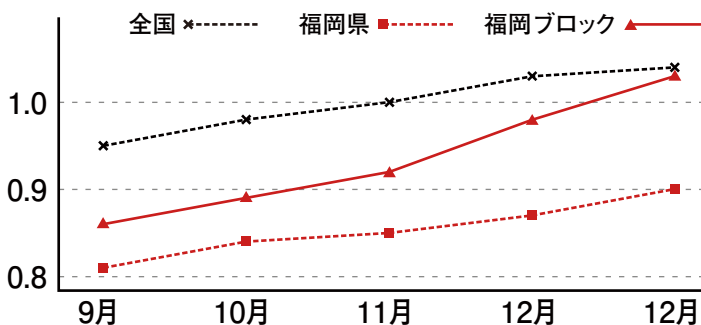
▲13年前、無料が本格化して初リニューアル時の「あぱぱ」。隔週刊誌の折り込み誌でもありました。

4月に通巻800号を迎えます

1998年、無料設置の求人情報誌として福岡のこの地に誕生したのが求人情報「あぱぱ」でした。あれから16年、福岡では求人情報は無料というのが当たり前になっています。数多くある無料設置の求人情報誌しかり、WEBの求人サイトしかりです。その中で求人情報「あぱぱ」は先駆的な役割を果たして参りましたが、ここで今一度、振り返りが必要ではないかと立ち止まって考えることにしました。日本では少子高齢化に伴い、労働力人口の減少、若年者の労働力減少が、特に中小・零細企業の人材不足に影響を及ぼしていて、人材の確保がままならない企業は、その存続すら危うい時代に入ってきているという認識でいます。そこで、明確に私たちは女性の活用、その中でも主婦のキャリアや能力・適性を活かした、主婦の再就職支援活動を事業の中心に置き、それを推進する企業としてこれからも継続して取り組んでいくことを再確認しました。とりわけ主婦の再就職支援事業をどのような形で行っていくのかを、主力商品である求人情報誌を通して模索している最中です。なるべく早い機会に答えを出したいと思います。

数字でみる雇用情勢(2014.1)

完全失業率 3.7% (全国)
 完全失業者数 238万人 (全国)
 有効求人倍率 1.04倍 (全国)
 0.90倍 (福岡県)
 1.03倍 (福岡ブロック)



求人原稿の成功事例

今回は2月に求人をお願いした企業様の成功事例を紹介します。

アバ切手の仕分け軽作業
時800円+交通費支給(月10,000円迄)
○福岡ガーデンパレス様、地下鉄天神駅より徒歩7分

長く働ける理由があります。

当社は、長く勤めているスタッフが多い会社です。中には勤続10年ほどになるスタッフが2/3以上! 少人数で、働きやすい環境を作っています。テキパキ仕事ができるあなたに期待します。

- ◎法人向けに切手を仕分けするユニークなお仕事です。
- ◎9:00~17:00勤務。お仕事終了後は、ショッピングやプライベートな時間に有効活用できます。
- ◎土・日・祝休み。充実したOFFが過ごせます。
- ◎お昼は食事が出ますよ!

内容▶法人向けの切手の仕分け軽作業や電話応対等です。
資格▶未経験者・経験者共に歓迎
※簡単なパソコン基本操作できる方
勤務▶9:00~17:00(昼休憩1時間有り)
休日▶土曜・日曜・祝日
休暇▶GW・夏期・年末年始
待遇▶交通費支給(月10,000円迄)、賞与有り、試用期間3ヵ月有り、ボーナス有り(夏と冬)※6ヵ月以上勤務の方、午後のお茶休憩有り(15分、給与は出ます)、正社員待遇制度有り
応募▶電話後、履歴書(写真貼付)持参下さい。事業▶総合通信業

未登録可
交通費有
社登用

地図

■原稿のポイント

- ◎キャッチコピーで「長く働ける理由があります」と投げかけ、ボディコピーで「勤続10年ほどになるスタッフが2/3以上」と現状を説明し、更にビジュアルで、お昼に食事が出ること表現。
- ◎待遇欄に午後のお茶休憩有り(15分、給与は出ます)と掲載。

これらは取材の際、求人内容の他に待遇面など詳しくヒアリングした時にお客様から教えていただいたことで、それらを原稿内に表現し掲載していただきました。

■結果

30件の問い合わせ、20名の面接、採用1名。いい人が採用できたとお客様にも喜んでいただきました。企業にとってちょっとした現状説明や待遇でも読者にとってはこの企業で働きたいという動機付けになる可能性も十分ありますので、できるだけ詳しく表現されてはいかがでしょうか。

2014年2月平均賃金データ

月間の参考資料として「あぱぱ」の平均賃金の集計をお知らせします。今回は2月3日号、10日号、17日号、24日号の分で、調査件数は2,346件です。

エリア	件数	平均賃金
中央	312	812
博多	483	817
東	668	797
西	351	786
南	514	781
総合	18	1,042

職種	件数	平均賃金
営業・電話系	105	985
PC・事務系	91	814
スーパー・コンビニ系	634	742
清掃系	502	794
作業・工場内作業系	454	811
工事・建築・技術系	31	966
介護・看護・資格系	71	1,050
飲食店系	95	766
接客・サービス・GS系	239	775
ドライバー系	119	818
その他	5	880



SNSを使った求人が増えています①

～システム管理部より～

春になり、新入社員も入ってきたという企業様も多くあるのではないのでしょうか。しかし、アベノミクスの効果も相まって、有効求人倍率は広がりつつあり、一方で若年層の人口減少もあり、求人市場では徐々に「人手不足」が広がっています。

「求人を出しても、なかなか集まらない」という状況は、今後続いていきそうです。

■求職者は「情報」で「安心」を担保する

求人誌は「信用」があまり高い媒体ではありません。求人誌とは、「求人企業が自分で自分のPRをする広告」とも言えます。したがって、どうしても「よく見せたい」「他より良く見られたい」という意識が働く面があり、実はその意識は求職者にはよく伝わるものです。読む側も「こんなにいい事書いてるけど本当かな？」と、疑ってかかる人も少なくないでしょう。自分の「就職」、ひいては「生活」が掛かっているわけですから、慎重になるのは無理もありません。

ではその「信用」はどうやって勝ち取るのか？大前提となるのは「ウソをつかないこと」ですが、次の段階としては「情報量」がいかによく伝わるか、という事になると思います。たくさん「情報」があれば、その情報を元に応募すべきかどうかの判断ができます。逆に「情報」が少ない場合は、判断する以前に「まずは情報のある所の中から判断しよう」という事になるので、優先順位が下がってしまいます。

■Webで情報が手に入る時代

ただ、だからといって求人広告で大金を使ってスペースの広い広告を使っても、紙の面積という壁で、どうしても情報量は限られてきます。そんな中で、利用したいのは、「どんな会社か興味をもったら検索する」という、最近の求職者の動きです。スマホ等で簡単に「検索する」という事が、いまは一般化してきているので、これを利用しない手はありません。

以前にもご紹介しましたが、そこで必須となってくるのが「自社のホームページ」です。求人している会社を調べる場合は「社名」で検索されることがほとんどです。検索して、そこに「その会社のホームページがある」という事が重要です。もし検索に引っかからなければ、「その会社って存在してるのだろうか？」という根本的な所から疑われてしまいます。Webが全てではありませんが、こうした誤解は情報化社会の怖い所です。

ホームページを作るということは、「必須」として強くお勧めしている所ですが、現代ではさらにそこから「SNS」を使って、求人をするようになってきた企業も出てきました。（つづく）



IT・システムに関するお問い合わせは…

 **0120-314-034**

メール / info@ab-q.co.jp

「あばば」システム管理部 まで

◀ご質問にお答えします(システム管理部/栃原崇志)



時間・休日は契約内容を表記した上で現状を補足(前編)

～CSR室より～

「広告に『時間◇9:00～18:00』と書いてあった。9時からの業務だと思っていたが、『朝礼があるから』という理由で8:30までに出勤するように言われた。8:30から朝礼が始まり、朝礼が終われば9時前からでも業務を始めている。8:30からの業務なら、広告に『8:30～18:00』と書かなくてはいけないのでは？」(ケース①)

「広告には、『休日◇週休2日制(土・日)、祝日』と書いてあった。面接の時に、『忙しい時には土・日のどちらかは出勤してもらおう』と言われたが、土・日のどちらかは休めることを確認したので入社を決めた。しかし実際に入社したら、『サービス業なんだから土・日は出勤してもらわなきゃ困る!他の人は皆出勤している!そんなに土日に休みたければ辞めろ!!』と言われて困っている。広告の内容と全然違う!!」(ケース②)

■『時間』には契約上の勤務時間を表記

求人広告では、『時間』や『休日』といった項目は、まず雇用契約の内容を正確に表記することになっています。契約する所定労働時間が『9:00～18:00』ならば『時間◇9:00～18:00』、所定休日が『土・日・祝』ならば『休日◇土・日・祝日』と表記することになります。

上記のような苦情・相談のケースでも、広告内容と雇用契約内容が一致していれば、広告表記上の問題はないということになりますが、契約内容が実態と異なっていれば、契約違反、つまり、労働基準法違反ということになります。

■契約内容は実態に則したものに!

ケース①のような場合で、毎日8:30までに出勤して業務を開始し、8:30を過ぎた出勤に対して遅刻扱いするようなケースならば、雇用契約は8:30からとし、求人広告には、8:30～18:00と明記しなければなりません。さらに、休憩時間が1時間しかない場合は、1日あたり8時間30分の労働となってしまうため、1時間30分以上の休憩を与えなければなりません。契約内容を実態に合わせた上、広告内容を契約に合わせて『8:30～18:00(休憩1時間30分)』ということになります。実態に合わせて、かつ、法律を遵守した結果、始業を30分早め、かつ、休憩を30分増やすということに、「それでは意味ないではないか!」と思われるならば、当初の契約の通りに、朝礼等含めた始業を9時にするか、あるいは、8時30分の始業を変えられない場合は、終業を17:30に変更するほかありません。

■契約内容は実態に則したものに!

ケース②の場合もケース①と同様で、実態として、毎週土・日は必ず出勤しなければならないような場合は、契約と実態が一致していないということになります。また、仮に休日を『土・日・祝日』で契約していた場合、法定休日が『日曜』だとしても、土曜の出勤に対しては週40時間を超えた分に関しては時間外割増(2割5分増以上)の支払いが必要となり、日曜の出勤に対しては休日割増(3割5分増以上)が必要となります。(つづく)

助成金を活用して、アルバイト・パートさんの研修を!

「キャリアアップ助成金」を活用した非正規雇用者向け研修をさらに活用しやすく致しました。

これまでは、正社員登用予定の方のみが対象でしたが、勤務時間数の短いアルバイト・パートの方も受講可能となります。アルバイト・パートの方々にOff-JT研修を受講して頂き、御社の基礎的な社員教育にご活用ください。

●フルタイムの契約社員・アルバイト・パートの方

Off-JT研修 + OJT研修 + 正社員登用
→ 助成金88万円(参加費用38万円)

●短時間・日数の少ないアルバイト・パートの方

Off-JT研修 + 有期雇用から無期雇用への転換
→ 助成金40万円(参加費用26万円)

※助成金の組み合わせに関しましては、上記以外にもございます。

御社の雇用形態に合う内容でご提案いたしますので、お気軽にお問い合わせください。

■研修受講者の声

◎全体的に座学だけではないので、集中して受講できる環境を作って頂いた構成だったと思います。また、グループやペアでのディスカッション、話し合いをすることで自身の意見の再確認と他の視点からの意見の確認が出来てより深く学ぶことができましたと思います。これから少しずつですが実践していきます。

◎Off-JT研修というものに良いイメージがなく始まった。自分の気持ちも乗らなかったが、6日間受けていく中で、ためになった事も多く、研修のイメージが変わった。会社単位や1つの組織でも、こういった研修をすると会社の財産になると感じた。

◎思い出に残る研修になりました。最初に研修の事を聞いた時は「業務的で～」と思っていましたが、熱く温かい講師・スタッフのおかげで楽しく学べました。ありがとうございました。

メンタルヘルス対策とハラスメント防止のすすめ

「メンタルヘルス対策」といえば、単に「うつ」や「自殺」などをイメージされるかと思えます。従業員の人が、「うつ」になり、自殺した場合、企業の管理体制を問われ、裁判になるケースは、ここ数年で増加傾向にあります。

また、「パワハラ」「セクハラ」などにより、従業員に苦痛を与えたとされ、裁判になった場合、管理監督者への教育責任・安全配慮義務などが企業に問われることもあります。

「過重労働」だけでなく、「ハラスメント問題」は「うつ」や「定着率低下」の大きな要因となっています。

いわゆる「ブラック企業」というレッテルを貼られ

てしまった場合、どんなにいい条件で募集をかけても人財採用ができなくなります。企業として存続危機になる前に、社内環境の整備や対策を考えることが最も重要な課題です。

■事業場外相談窓口・契約企業の声

◎従業員の定着率が悪く、その原因はある程度把握していました。

しかし、どう対処すればいいのか困っていた時、「メンタルヘルス対策」の提案を頂きました。

今後は、従業員に対する会社の姿勢を明確にし、働きやすい職場環境を作っていきたいと思っています。

お問い合わせ先

(株)アビリティ・キュー キャリアコンサルティング事業部 寄能(よりのう)
TEL/092-721-1919 FAX/092-713-9062

発刊日変更のお知らせ

平素より、求人情報「あばば」ならびに「あばばNEWS」をご愛顧賜り誠にありがとうございます。さっそくですが、左記にご案内のとおり「あばばNEWS」の発行日を「毎月1日発刊」から「毎月15日発刊」に変更いたします。つきましては次回発行日は5月15日となります。

今後とも皆様の採用活動のお役に立つ情報をお届けできればと思っております。変更後も何卒ご虫員のほど、よろしく願い申し上げます。

From Editor

「春はあけぼの。やうやう白くなりゆく山際、少しあかりて、紫だちたる雲の細くたなびきたる。」有名な枕草子の書き出しです。春は、夜明けの山の稜線際がだんだん白くなっていき、少しだけ明かりが差し、紫がかった細い雲がなびいている様子が趣(おもむき)深いと謳っています。暖かくなり、どちらかといえば自然の趣より「春眠暁を覚えず」といった所ですが、そう寝てばかりもいられませんね。新しい年度のスタート、みなさんのスタートダッシュはいかがですか?

アビリティ・キューのホームページへ是非お越し下さい。

▶ <http://ab-q.co.jp/>